

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部の教員の任期に関する規則の一部を改正する規則（案）

改正理由：既に導入している教員の任期制の教育研究組織等の見直し等を行うことに伴い、所要の改正を行うものである。

現 行					改 正				
(略)					(略)				
別表					別表				
部局名	専攻(施設)、講座(部門)、分野等	対象となる職	任期	再任に関する事項	部局名	専攻(施設)、講座(部門)、分野等	対象となる職	任期	再任に関する事項
大学院総合文化研究科	言語情報科学専攻 国際研究先端大講座 学際複合分野	教授 准教授	3年。ただし、令和4年3月31日を超えることはできない。	再任可。ただし、1回限りとし、再任後の任期は、令和4年3月31日を超えることができない。	大学院総合文化研究科	(削除)			
	(略)					(略)			
	言語情報科学専攻 国際研究先端大講座 総合学術分野	教授 准教授 講師 助教	3年。ただし、令和4年3月31日を超えることはできない。	再任不可。		(削除)			
	超域文化科学専攻 国際研究先端大講座 学際複合分野	教授 准教授	3年。ただし、令和4年3月31日を超えることはできない。	再任可。ただし、1回限りとし、再任後の任期は、令和4年3月31日を超えることができない。		(削除)			
(略)					(略)				

超域文化科学専攻 国際研究先端大講 座総合学術分野	教 授 准教授 講 師 助 教	3年。ただし、 令和4年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任不可。	(削除)
地域文化研究専攻 国際研究先端大講 座学際複合分野	教 授 准教授	3年。ただし、 令和4年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任可。ただし、1回限 りとし、再任後の任期 は、令和4年3月31 日を超えることができ ない。	(削除)
(略)				(略)
地域文化研究専攻 国際研究先端大講 座総合学術分野	教 授 准教授 講 師 助 教	3年。ただし、 令和4年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任不可。	(削除)
国際社会科学専攻 国際研究先端大講 座学際複合分野	教 授 准教授	3年。ただし、 令和4年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任可。ただし、1回限 りとし、再任後の任期 は、令和4年3月31 日を超えることができ ない。	(削除)
(略)				(略)

広域科学専攻国際 研究先端大講座総 合学術分野	教 授 准教授 講 師 助 教	3年。ただし、 令和4年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任不可。	(削除)			
広域科学専攻国際 研究先端大講座学 際複合分野	教 授 准教授 講 師	3年。ただし、 令和4年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任可。ただし、1回限 りとし、再任後の任期 は、令和4年3月31 日を超えることができ ない。	(削除)			
地域文化研究専攻 地中海・イスラム地 域文化講座イスラ ム比較地域論分野	准教授 講 師	5年。ただし、 令和10年3 月31日を超 えることがで きない。	再任可。ただし、1回限 りとし、再任後の任期 は、令和10年3月3 1日を超えることがで きない。	地域文化研究専攻 地中海・イスラム地 域文化講座イスラ ム比較地域論分野	准教授 講 師	5年。ただし、 令和10年3 月31日を超 えることはで きない。	再任可。ただし、1回限 りとし、再任後の任期は 令和10年3月31日 を超えることができな い。
(略)				国際社会科学専攻 公共政策論講座公 共政策論分野	准教授 講 師	1年。ただし、 令和5年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任不可。
(略)				(略)			
地域文化研究専攻 国際研究先端大講 座学際複合分野	講 師	4年。ただし、 令和5年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任不可。	地域文化研究専攻 国際研究先端大講 座学際複合分野	講 師	4年。ただし、 令和5年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任不可。

広域科学専攻認知 行動科学講座認知 行動科学分野	講 師	3年	再任可。ただし、1回限りとする。	広域科学専攻生命 情報学講座遺伝制 御分野	講 師	5年。ただし、 令和8年8月 31日を超え ることはでき ない。	再任不可。
(略)				(略)			
国際社会科学専攻 国際関係論講座国 際関係論分野	准教授 講 師	5年。ただし、 令和4年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任不可。	広域科学専攻複合 系計画学講座科学 技術社会論分野	講 師	5年。ただし、 令和9年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任不可。
(略)				(略)			
広域科学専攻国際 研究先端大講座学 際複合分野	助 教	3年。ただし、 令和4年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任不可。	(削除)			
(略)				(略)			
				(削除)			
				(略)			

附属グローバル地域研究機構ドイツ・ヨーロッパ研究センター	助 教	3年。ただし、令和4年3月31日を超えることはできない。	再任可。ただし、1回限りとし、再任後の任期は令和4年3月31日を超えることができない。	(削除)
(略)				(略)
附属グローバルコミュニケーション研究センター日本語教育開発実施部門Ⅱ	講 師	5年。ただし、令和6年8月31日を超えることはできない。	再任不可。	附属グローバルコミュニケーション研究センター日本語教育開発実施部門Ⅱ
(略)				講 師
(略)				5年。ただし、令和6年8月31日を超えることはできない。
(略)				再任不可。
附属進化認知科学研究センター	助 教	5年。ただし、令和4年3月31日を超えることはできない。	再任不可。	附属グローバルコミュニケーション研究センター日本語教育開発実施部門Ⅲ
(略)				准教授 講 師
(略)				5年。ただし、令和14年3月31日を超えることはできない。
(略)				再任可。ただし、1回限りとし、再任後の任期は令和14年3月31日を超えることができない。
(略)				(削除)
(略)				(略)

教 養 学 部					教 養 学 部	附属教養教育高度 化機構初年次教育 部門人文科学教育 研究分野	准教授 講 師	1年。ただし、 令和5年3月 31日を超え ることはでき ない。	再任不可。		
	附属教養教育高度 化機構実施部門教 養教育専担分野高 等教育融合領域	教 授 准教授 講 師	3年	再任可。ただし、1回限 りとする。		附属教養教育高度 化機構実施部門教 養教育専担分野高 等教育融合領域	教 授 准教授 講 師	3年	再任可。ただし、1回限 りとする。		
	(略)					(略)					
	附属教養教育高度 化機構実施部門教 養教育専担分野高 等教育特定領域Ⅱ	教 授 准教授 講 師	2年	再任不可。		附属教養教育高度 化機構実施部門教 養教育専担分野高 等教育特定領域Ⅱ	教 授 准教授 講 師	2年	再任不可。		
	(略)					(略)					
								附属教養教育高度 化機構実施部門教 養教育専担分野高 等教育実践領域	教 授 准教授 講 師	3年	再任不可。
								(略)			

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に任命される者について適用する。